

1 策定過程、基本理念、コンプライアンスについて

いじめの定義「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題は、学校が対応する最重要課題の1つであり、全ての生徒に関係する問題であり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要である。そのため、学校いじめ防止基本方針の作成にあたっては、教職員だけでなく、生徒や保護者等幅広く意見を聴取し作成しなければならない。

さらに、いじめは、どの子供にも、どの学校にも起こりうることを全教職員が共通理解のもと生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論し、いじめに正面から向き合うことができるよう、道徳教育を始め、学校の教育活動全体を通じて一層推進する。全ての生徒に「いじめは決して許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、お互いの人格を尊重しあえる態度等を育てていかなければならない。

学校は、生徒をいじめから未然に守る「いじめ防止対策推進法」を遵守し、いじめへの対応については、保護者と連携して取り組み、相談及び情報交換を隠蔽や虚偽の説明を行うことなく丁寧な対応をする必要がある。

具体的ないじめの態様<疑いのあるもの（けんかやふざけあいであっても）を含め軽微な事案も含む> は以下のようなものである。

冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 仲間はずれ、集団による無視をされる
 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 金品をたかられる
 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
 （インターネットを通じたいじめ）等

いじめ防止等の対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめ防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

< 「いじめ」判断の配慮 >

いじめ防止等のための基本的な方針（国）

ア いじめられた生徒が「自分がいじめられている」「自分は心身の苦痛を感じている」と訴えない場合の「いじめ」も見逃さない

イ 「いじめ」の認定は特定の教師が判断するのではなく「学校いじめ対策組織」により、組織的に行う

ウ 「いじめ」はスポーツクラブや塾など、学校外の人間関係の中でも発生することに注意すること

エ インターネット上のいじめでは、被害者自身が気づいていない場合もあるが、「いじめ」と認定し、加害者への指導が必要がある場合があること

オ 「けんかやふざけあいはいじめに該当しない」と短絡せず、背景にある事情を調査し、被害性があれば「いじめ」と判断すること

カ 好意から行った言動が相手を傷つけた、軽い言葉で相手を傷つけたがすぐに謝罪した場合は「いじめ」と判断せず、加害生徒の柔軟な指導が求められるが、「学校いじめ対策組織」での情報共有は必要となること

2 学校いじめ対策組織について

いじめ情報を学校内で必ず情報共有する

< 組織構成 >

①学校基本方針の策定（組織の全構成員が参加）

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、教務主任、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学校医、町福祉保健課、保護者の代表

②生徒指導部会

教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー

③緊急会議（いじめ事案に係る教員参加）

校長、教頭、生徒指導主事、関係学年主任、担任、関係学年職員、教務主任、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー等

< 組織の役割 >（生徒の訴えを受け止める体制）

①学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

②いじめ相談・通報の窓口の役割

③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

④いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

3 いじめの未然防止について

いじめは、生徒の生命、心身を害するものであり、どの子供にも、どの学校にもおこりうることを生徒に関係する多くの大人たちに理解をしていただくため、学校ではあらゆる機会を活用し、「いじめ防止対策推進法」の説明・解説、またリーフレットを作成し家庭への啓発活動を行う。

教職員は、いじめに関する研修を重ねることにより、不適切な発言や体罰がいじめを助長することや過度の競争意識や勝利至上主義等、生徒のストレスを常に高くすることを理解し、学校全体で暴力や暴言・生徒のストレスを排除することを確認する。また、いじめの未然防止のため、教職員は、生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組めるよう研修を重ね共通理解のもと、学校の内外を問わず取り組まなければならない。

授業においては自己存在感や自己決定の場面を設定するなど、生徒指導の機能を生かした授業「わかる授業」の展開をすることで自己有用感を高めなければならない。さらに、いじめの未然防止に積極的に取り組むため、その指導方法を、教科指導・道徳指導等の指導計画に具体的に示さなければならない。(いつ、どのような場面で、どのような指導をするのか・インターネットを通じて行われるいじめ等の指導等)

生徒会の顧問は、教職員の共通理解のもと生徒の組織を活用し、生徒自らいじめについて理解する活動やいじめを見逃さない活動及び啓発活動等を意識的に取り入れ、生徒の自主的・自治的活動を支援し行事やキャンペーンを実施しなければならない。

4 いじめの早期発見について

いじめは、大人が気づきにくい時間や場所で行われるため、その状況把握のため定期的に生徒に対し教育相談及び調査を行う。教育相談は、学期に1回(状況により長期休業明け教育相談週間を設定するなど、複数回)、担任又は生徒が話しやすい教職員が対応する。調査についても、学期に1度行い、調査内容は、学校生活(友人関係・部活動等)・家庭生活(含他校とのトラブル・インターネットによるいじめ等)とし、必要な場合は項目を増やすことも想定される。記名調査は、いじめ加害者から被害者及び情報提供者に圧力がかかることが想定され対応が困難になるため行わない。

また、生徒の人間関係の把握を担当学年のみならず全職員で意識を持ってかかり情報提供しあうことで生徒の交友関係を把握しなければならない。さらに、昼休みや放課後等授業時間外の生徒の行動を観察するため定期的に巡回し、放課後活動が見込まれない教室は、生徒がいない状態にしなければならない。

保護者に対してのいじめに関する調査は、保護者会の面談及び電話連絡等で行う。いじめがあった場合は、速やかに保護者と連絡を密にし、その対応や相談等行わなければならない。

5 いじめの相談・通報について

学校は、学校内外を問わず、いじめの相談窓口及び通報窓口を設置しなければならない。また、生徒に、いじめは、「しない」「見逃さない」の指導の下、相談や通報も恥じる行為、卑怯な行為ではないことも含めて指導しなければならない。

6 いじめを認知した場合の対応

いじめの事案又は疑いのある事案を認知した場合は、生徒指導部会で対応する。

- ①事案の発見者は、校長、教頭に連絡する。
- ②生徒指導部会（教頭、生徒指導主事、生徒指導担当教員、養護教諭、スクールカウンセラー）は、早急に会議を開き、事案について報告し、事案解決に向けて協議し方針及び計画を立てる。
- ③教職員の共通理解と協力を得るため会議を開き連絡する。
- ④方針及び計画の下、全職員で対応する。
- ⑤聴取した情報は、生徒指導主事が取りまとめ、校長及び生徒指導部会に報告・協議し事案の解決に向け取り組む。

いじめ被害者への対応については、心痛な心情を全教職員が理解し、次の事項に留意すること。

- ①徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。
- ②今後の対応について、本人・保護者に説明し、不安な点を聴取し対応策を示す。
- ③いじめ被害者が、いじめ加害者等に圧力がかかると想定される場合は、被害者の私物から学用品まで被害がおよばないように配慮した対応が必要となる。

いじめ事案の解決のため、いじめ加害者や関係生徒から聞き取りをする場合は、次の事項に留意すること。

- ①聴取の体制
- ②記録の保存（手書き、ワープロでまとめたもの両方）
- ③聴取時間や聴取場所の環境
- ④休憩や食事時間
- ⑤言葉遣いや態度

いじめ加害者が被害者や通報者に圧力（物理的・精神的）をかけることのないよう生徒を守りとおすとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

いじめが犯罪行為として認められる場合は、山武警察署と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに山武警察署に通報し適切に援助を求める。

7 情報提供

いじめられたとされる生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、聴取内容を迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

8 指導

被害生徒及び通報者が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう生徒の信頼できる人（友人や教職員、家族）又は保護者、地域の人、関係機関等の協力を得て生徒に寄り添う体制をつくり、落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、スクールカウンセラーを活用し心のケアを図る。

いじめ加害者により被害生徒及び通報者に圧力（物理的・精神的）がおよび、被害があるようであれば、いじめた生徒を別室において指導することや状況に応じて出席停止制度を活用することも視野に入れて考えなければならないが、その対応は、いじめ加害者が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達や家庭環境に配慮し、懲戒を与える際は、慎重に行わなければならない。

いじめた生徒への指導に当たっては、計画的に行うことで、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、その指導計画を当該生徒、保護者に周知する。

いじめは、加害者・被害者の二者関係だけでなく、見て見ぬふりをしてきた生徒やはやしたてるなど加担していた生徒、また、第三者的立場に立っていた生徒等の全員が、いじめは許されない行為であることを学級や学年・全校集会で話し合い、いじめを根絶しようという態度を集団で育てなければならない。

いじめが解消している状態（いじめが止んでいる状態が3ヶ月相当の期間）についての記録を残す。そして、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

発達障害を含む障害のある生徒、感染症に本人・家族が罹患した生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、LGBT、東日本大震災・原発事故により避難している生徒等に対するいじめに対し、適切な指導及び必要な支援を行う。

9 重大事態への対処

重大事態の発生と調査「いじめ防止対策推進法」第28条

学校は、組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。また、関係者に必要な情報提供をする。

<重大事態>

ア「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 などのケースが想定される。

イ「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手

※児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果はない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

※申し立てについては、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことを説明する。

＜重大な事態が発生した場合の連絡体制＞

校 内
校 外
発見者

⇒

学校内連絡

担任→学年主任→生徒指導主事→教頭→校長

TEL 0479-77-0130

※緊急時の連絡（一報）
は、管理職に限るもの
ではない。

⇒

芝山町
教育委員会 教育課
TEL 0479-77-1861

⇒

千葉県教育庁
東上総教育事務所 指導室
TEL 0475-23-8126

※必要に応じて警察・救急に通報する。緊急時対応 警察110 救急119

※いじめの状況により警察との相談 山武警察署 TEL 0475-82-0110

◎一報後、いじめの概要が分かりしだい、改めて文書で報告する。

重大事態が発生した場合、学校いじめ対策組織委員を召集し、教育委員会に重大事態の一報を入れ連携して対応にあたる。また、組織を召集する際は、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、町福祉保健課、学校医など外部の参加を求める。

また、当該組織は、疑いの時点でいじめであるかどうかの判断を組織的に判断し、関係生徒の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

該当生徒の重大事態について、情報収集を行うため家庭訪問等をし、保護者及び関係者に協力を得て聴取を行う。その際、「いじめは本人にも責任はある」などという考えがあってはならず、言動には注意しなければならない。

関係生徒の聴取をアンケートや個別聴取等の手立てを持って行い、得た情報は必要に応じて、ワープロ等でまとめ記録を残し、組織で共有し解決の手立てとする。その際、いじめの被害生徒及び情報提供者を守るため情報の漏洩を防がなければならない。また、いじめの状況によっては、警察への通報及び相談等、その他専門機関との連携をしなければならない。

マスコミへの対応について、校内の役割分担を決め、窓口を一本化し、「事実確認シート（①公表できること②聞かれたら答えてもよいこと③聞かれても答えられないこと）」を作成し慎重に対応する。さらに、マスコミの記者は、校外で生徒に接触し情報を得ようとするので、生徒を不安にさせないためにも保護者と連携して対応しなければならない。

10 公表、点検、評価

学校だより等で学校いじめ防止基本方針（学校基本方針）や学校評価（いじめ防止項目）を保護者に伝えなければならない。

また、いじめのアンケート等をもとに、年度毎に、いじめに関する統計や分析を行い、取り組みや計画についての見直しをするなどの点検をする。さらに、いじめ問題への取り組みについて、年度毎に、児童生徒・保護者・教職員で評価をする。

当該組織は、いじめ防止への取り組みがなされているかどうか PDCA サイクルで検証し、学校基本方針の見直しや計画の見直しを柔軟に行わなければならない。

11 その他

○SOSの出し方教育を早期及び適切な時期に実施する

○併せて県で開設するSNS相談窓口の活用について早期に周知を図る